

国総建発356号
平成16年3月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設



経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年3月8日建設省告示第351号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところです。

「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」（平成15年9月19日閣議報告）においては、いわゆる「執行役員」について、この認定にあたっての取扱方針を定めることが盛り込まれました。

これを受けて、今般、告示による国土交通大臣認定について、下記のとおり取扱方針を定め、運用にあたっての基準を明確化しました。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

記

1. 第7条第1号に掲げる基準に適合する場合

法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、法第7条第1号イに規定する者である場合等に加え、これらの者（以下「被認定者」という。）が、いわゆる「執行役員」その他の商法等の法令上で権限及び責任等が定められた地位にない場合であっても、次の（1）から（3）までの条件のいずれにも該当する場合には、告示中二に規定する「許可を受けようとする建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験を有する者」に該当し、当該法人又は個人は法第七条第一号の基準に適合するものとして取り扱うこととする。

- (1) 営業部長その他の管理職社員以上の地位にあること
- (2) 経營業務の執行に関し、取締役に至る権限を有すること
- (3) (1) の地位において、(2) の権限に基づき、7年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験又はこれを補佐した経験を有すること

2. 確認する書類

上記1. に該当するか否かの判断にあたっては、規則別記様式第7号等に加え、次の(1)から(3)までに掲げる書類において、被認定者が1. に掲げる条件のいずれにも該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- (1) 1. (1) の条件に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、組織図その他これらに準ずる書類
- (2) 1. (2) の条件に該当することを確認するための書類
定款、執行役員規程、取締役会規則、取締役就業規則、文書決裁規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- (3) 1. (3) の条件に該当することを確認するための書類
過去7年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書、稟議書その他これに準ずる書類

建設業法一抜粋一

<許可の基準>

第7条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

1・法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

2. その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

3. 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれか明らかな者でないこと。

4. 請負契約（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。